

## 「子ども手当」がスタート! 申請をお忘れなく

4月から従来の「児童手当」に替わり「子ども手当」が始まりました。中学校卒業前の子どもの養育者に子ども手当を支給しますので、申請の必要人は早めに手続きをお願いします。



### 「子ども手当」と「児童手当」との比較(概要)

	子ども手当	児童手当
対象年齢	中学校卒業前まで	小学校卒業前まで
所得制限	なし	あり
手当月額 (1人当り)	一律13,000円	3歳以上の第1子・第2子 5,000円 3歳未満または第3子以降 10,000円
支払月	毎年2月、6月、10月	毎年2月、6月、10月
手続先	こども課 (公務員は勤務先)	こども課 (公務員は勤務先)

### 申請の手続き

手続きの必要人には申請書を郵送しました。9月30日(木)までに申請をしてください。9月30日を過ぎると満額の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

#### ●申請が必要な場合

- ①平成22年3月31日時点で、所得制限超過などにより児童手当を受給していない家庭
- ②平成22年度において、中学2年生または中学3年生の子どもがいる家庭

#### ●申請が不要な場合 平成22年3月31日時点で、すべての子どもが児童手当を受給している家庭

※「子ども手当」に自動的に継続されます

※申請が必要な場合で申請書が届いていないときは、こども課までお問い合わせください

※新たに子どもが生まれた場合などは、申請猶予期間(9月30日まで)の対象とはなりませんので早めに手続きをしてください

## Q&A

- Q 児童手当と子ども手当は両方もらえるのでしょうか?  
 A 平成22年3月分までは児童手当、平成22年4月分以降は子ども手当になります。両方もらえる月はありません
- Q 別居している子がいても受給できますか?  
 A 別居している子がいる場合は「別居監護申立書」(住所が市外の場合は住民票が必要)を提出することにより、受給できる場合があります。こども課までお問い合わせください
- Q 公務員ですが、こども課から書類が送られてきました。手続きが必要ですか?  
 A 勤務先で受給している場合は、こども課へ手続きする必要はありません。勤務先へお問い合わせください
- Q 所得制限を超えていたため、児童手当をもらっていません。申請は必要ですか?  
 A 申請が必要です。住民票で確認できる場合はこども課から申請書類を送付しています



問い合わせ先 こども課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-2065

### 事業ごとの目標

- 基本施策の中の具体的な事業と平成26年度までの目標の一部を紹介いたします。
- 乳児家庭全戸訪問事業Ⅱ 100%
- 通常保育Ⅱ保育所(園)待機児童ゼロ
- 保育所(園)延長保育・休日保育Ⅱ市内全保育所(園)での延長保育実施と時間延長、休日保育5カ所実施
- 幼稚園預かり保育事業Ⅱ預かり保育検討・実施
- 病児・病後児保育事業Ⅱ医療機関併設3カ所、保育所(園)併設15カ所
- 一時預かり事業Ⅱ20カ所
- 乳幼児健康診査の充実Ⅱ受診率90%以上、未受診児把握100%
- 妊産婦への保健医療の充実Ⅱ妊娠・出産に満足している人の割合100%
- 家庭教育への支援の充実Ⅱ60・15キャンペーン、チャレンジ・ハッピーデーの幼児期からの取り組み
- 男性の子育て参加の促進Ⅱ企業に向け「仕事と家庭の調和のとれた生活」への転

### 計画の推進に向けて

「子育ての基本は家庭」といわれるように、子育ての一番の責任は父母などの保護者にあることは明らかです。そのうえで市民一人ひとりが少子化や子育てについて関心を高め、みんなで支えることが大切です。市など行政機関はもとより、家庭、地域、学校、事業者などが密接に連携・協力しながら、計画を推進することが必要です。また、「津山市次世代育成支援行動計画(会議)」において、進捗状況や実効性の点検・評価を行い、計画の改善も進めていきます。今後も、市が実施するさまざまな子育て支援事業への皆さんの積極的な意見、参加と協力をお願いします。



### 換を目指す講習の実施

○児童虐待防止対策の充実Ⅱ関係機関との情報を共有化、公平で迅速な対応を行うためのネットワーク強化

## 「津山市公立幼稚園将来計画」を策定しました

市では、公立幼稚園の適正配置・再編を盛り込んだ「津山市公立幼稚園将来計画」を3月に策定しました。計画は、公立幼稚園の現状と課題を踏まえ、公立幼稚園を活性化し、幼児教育の質向上の取り組みなどの役割をさらに発揮するために今後のあり方を示すもので、主な内容は次のとおりです。(計画は市ホームページで見ることができます)

### エリア分けと拠点幼稚園

- ◆市内を複数の小学校区からなるエリアに分け、エリアごとに拠点的役割を果たす園を拠点幼稚園として設定します

### 適正配置・再編

- ◆園全体の園児数が20人を下回る状況が続く場合、再編に向けて協議していきます
- ◆園児数が5人以下となった場合、廃園または休園を検討します

### 預かり保育

- ◆拠点幼稚園の中で加茂幼稚園・鶴山幼稚園・東幼稚園で実施し、課題などを検証します
- ◆人的配置を検討し、保育時間・保育料については他市の事例や市内の私立幼稚園、保育所(園)の状況などを考慮しながら決定します

### 障害児等の特別支援

- ◆支援が必要な園児に対する支援員の配置の制度化を行います
- ◆拠点幼稚園に援助技術をもつ人材を配置し、関係機関と連携しながら個別の指導や、保護者や他園の支援を行います

### 子育て支援

- ◆公立幼稚園で実施している未就園児支援の交流事業を継続・充実します

### 保育所(園)・私立幼稚園との連携

- ◆幼稚園・保育所(園)が連携し、幼児教育・保育の推進に向け、両者合同の研修会の開催や交流を活発に行います

問い合わせ先 こども企画課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-7027